

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 日雇労働者についての労働者派遣の禁止に関する修正

労働者派遣が禁止される日雇労働者とは日々又は三十日以内の期間を定めて雇用される労働者をいうこととするとともに、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外として、「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合」を加えること。

(第一条による改正関係)

第二 労働契約申込みみなし制度等の創設に関する修正

労働契約申込みみなし制度等に関する規定の施行期日を、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日とすること。

(第一条及び第二条による改正並びに附則第一条関係)

第三 物の製造の業務についての労働者派遣の禁止に関する修正

物の製造の業務についての労働者派遣の禁止に関する規定を削除すること。

(第二条による改正関係)

第四 常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止に関する修正

常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止に関する規定を削除すること。

(第二条による改正関係)

#### 第五 検討条項の追加に関する修正

政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

(附則第三条関係)

#### 第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。